

「科長用件」と称して一方的に 時間外労働を強要！

東京第二運輸所で、出勤時間前や勤務終了後の社員に対し、5～6名の管理者が取り囲んで「科長用件」と称し、「業務命令です。時間外労働を命じます。来なさい」と用件の内容も言わずに社員の都合や意志を全く無視して、一方的に時間外労働を強要する事態が連続して発生しています。

乗務員にとって乗務前の時間は極めて大切な時間です。余裕を持って作業を行うために早めに出勤してまで準備を行っている社員に対し、管理者は「準備は出勤時間になってからやれ」と時間外労働を「科長用件」として一方的に通告しました。社員が「出勤時間前です。乗務の準備があるので話なら出勤時間になって聞きます」と対応したことに対し、管理者は「業務指示違反」を通告したのです。さらに後日「業務指示に従わなかった」との理由で日勤勤務で「教育」を受けさせられたのです。

また無事に勤務を終了した乗務員に対し、管理者は「お疲れ様」の一言も無く「科長用件」として社員の都合や事情も全く聞かずに、一方的に時間外労働を通告する同様の事態も発生しています。

会社が社員に時間外労働を指示する時は、少なくとも業務内容と超過時間を説明しなければなりません。その上で社員の私生活を考慮し事前に社員の了解を得て行うのが当たり前であり、一方的な業務指示などあり得ないことです。また乗務前の準備を早め出勤までして行っている社員に対し、会社の一方的な都合による時間外労働の指示は安全を脅かす行為でしかありません。安全を脅かし、社員の意志を無視した傲慢な「科長用件」による時間外労働の強要は、労働基準法違反です。

このような異常な社員管理は安全を第一とする職場には不必要です。私たちは、社員の立場に立った働きやすい職場を目指し奮闘します。

JR東海労申第5号
2008年9月17日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 松本 正之 殿

JR東海労働組合
中央執行委員長 鈴木

勤務時間前後の「科長用件」と称した
時間外労働の強要に関する申し入れ

東京第二運輸所において、勤務時間前及び勤務終了後の組合員に対し突然一方的に「科長用件」と称して時間外労働を強要するという事態が発生した。出勤してきた組合員を複数の管理者が取り囲み威圧し、一方的に時間外労働の業務指示を通告している。また、勤務時間後においても、組合員の事情を一切考慮せず、一方的に時間外労働の業務指示を通告した。さらに、時間外労働の業務指示を拒否したとの理由で、後日組合員に対し「日勤勤務」への勤務変更が行われたのである。

このような一方的な時間外労働の業務指示は、労働基準法に違反する行為であるばかりか、安全を脅かすものである。したがって、下記の通り申し入れるので、早急に協議の場を持ち願意ある回答をすること。

記

1. 所定の労働時間を延長して、時間外労働を指示する場合は、その理由、労働時間などを説明し、当該労働者の事情も十分考慮すべきである。一方的に「科長用件」として時間外労働を指示する行為は、労働基準法を逸脱している。直ちにやめること。
2. 複数の管理者で取り囲む威圧行為はパワーハラスメントである。安全運行を担う運転士を精神的に追い込むこのような行為は今後一切やめること。

本社に申し入れ提出

以上

時間外労働は、あくまで「やむをえない場合」の対応だ！
いつでも、勝手に理由も言わず、一方的な業務指示など許せない！